

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和元年11月7日

広島県監査委員	松岡宏道
同	金口巖
同	奥兆生
同	川上俊幸

第1 監査の請求

1 請求人

広島市在住 A 外2名

2 請求書の提出日

令和元年9月13日（金）

3 請求の要旨

請求人らから令和（以下、令和の元号は省略する。）元年9月13日付けで提出された広島県職員措置請求書、同月25日付け補正書及び同年10月10日付け意見書等の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 契約締結の相手方について

ア 広島南警察署建設工事に伴う基本・実施設計委託の公募型建築プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）において、B設計が特定者に選定されたが、B設計の技術提案書には、次のとおり、本件プロポーザルの説明書に記載された施設計画の基本条件（以下「基本条件」という。）に合致しない内容や、基本条件の趣旨からして不適切な内容が含まれており、B設計と広島南警察署建設工事に伴う基本・実施設計委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結すべきでない。

(ア) 基本条件に合致しない内容

- a セキュリティ区画内の公務専用口と護送専用口が分離されていない。
- b 護送専用口から専用エレベーターを用いて取調室等に直接アクセスできる護

送動線が確保されていない。

- (イ) 基本条件の趣旨からして不適切な内容
 - a 護送車専用車庫が設置されていない。
 - b 検視室が建物外部に設置されている。
 - c 被害者と被留置者の護送動線が交錯している。
 - d 面会人の面会受付場所及び面会待合室への動線が不明瞭である。
 - e 室内に柱が突出している。

イ アのとおり、B設計は、警察署の特性を理解しておらず、警察署の設計者として最適な者であるとはいえないから、特定者とすべきでない。

ウ 本質的な項目を見落としている技術提案書を特定するのであれば、プロポーザルの意義が損なわれてしまい、また、変更で対応可能とするのであれば、他の参加者を特定者としても問題ないことになる。

エ B設計の技術提案書には、基本条件に合致していない内容等が含まれていることから、構造体の工事費用が高額になっており、また、追加工事が必要となり、当該追加工事代金が県に損害として発生する。

(2) 講ずべき措置について

B設計と、本件委託契約を締結することの差止めを求める。

4 請求の要件審査等

(1) 広島県職員措置請求書の補正について

元年9月13日に提出された広島県職員措置請求書の内容に不備が認められたため、同月19日付け広監委第111-1号により補正を求めた。

請求人らは、同月25日付けで補正書を提出した。

(2) 請求の要件審査について

本件住民監査請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) B設計と本件委託契約を締結することが違法又は不当といえるか。
- (2) 契約締結に伴い県に財産上の損害が発生するか。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、元年10月15日に、請求人らの陳述の聴取を行っ

た。

請求人らの代理人は、同月 10 日付けの意見書を提出し、本件住民監査請求の要旨を陳述した。

3 監査の対象機関

法第 242 条第 4 項の規定に基づき、元年 10 月 15 日に土木建築局に対する監査を実施した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

(1) 技術提案書の評価について

技術提案書を特定するための評価基準では、評価テーマに対する的確性・独創性・実現性の観点から定性的かつ総合的に評価をしているものである。よって提案の一部分のみを捉えて評価が決定されるものではない。

また、本件プロポーザルの説明書には、「本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定する」と記載しており、評価に当たっては、可変性、柔軟性も考慮し得るものである。

今後行われる基本・実施設計において警察署としての機能をより発揮できる計画としていく方針である。

(2) 損害の発生について

工事費については、今後の基本・実施設計において明確になるものであり、設定工事費程度内で整理していく方針である。そのため、技術提案書を根拠とした工事費用による県の損害はないものとする。

第 3 監査の結果

1 事実関係等の確認

請求人らから提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 審査部会の設置

県では、広島南警察署の建設に当たり、基本・実施設計を行う設計者をプロポーザル方式によって選定することとし、その審査を行うため、知事の諮問を受けた広島県建築設計者選定委員会は、広島南警察署審査部会（以下「審査部会」という。）を設置した。

審査部会は、5名の委員で構成され、その内訳は、大学教授等の建築の専門家の外部委員が3名、警察本部総務部施設課長及び土木建築局建築技術部長の2名が内部委員というものであった。

(2) 公募の開始

本件プロポーザルは元年5月24日付けで公示され、公募を開始した。

公募に当たり、業務の概要、事業計画の概要のほか、参加資格や手続、評価方法等が詳細に記載された本件プロポーザルの説明書が公表された。

同説明書には次のような記載があった。

ア 本件委託契約の締結について

本件委託契約は、候補者と見積もり合わせの上、契約書を作成する(説明書14(1))。また、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定する(同15(19))。

イ 審査基準について

「警察機能を発揮させる機能的な施設づくり」、「万全な防災対策による安全な施設づくり」及び「周辺環境と調和した魅力ある公共建築物としての施設づくり」という3つの評価テーマを示し(説明書3(4))、説明書別紙の技術提案書を特定するための評価基準(以下「評価基準」という。)において、3つの評価テーマに対する的確性、独創性及び実現性という評価の着眼点に基づき、総合的に評価する。

ウ 基本条件について(一部抜粋)

施設計画の基本条件として、「メインエントランスとは別に、公務専用口及び護送専用口をセキュリティ区画内に設ける計画とする」、「被留置者の逃亡防止のため、一般管理エリアを通過せずに護送エントランス(護送専用口)から専用エレベーターを用いて、取調室等へと直接アクセスできる護送動線を確保する」こと(説明書4(2))。

(3) 第一次審査

第一次審査は、本件プロポーザルに参加表明した者の資格要件の確認及び評価を行うもので、6者から参加表明書の提出があり、6者すべてが参加資格を満たす者とされた。

(4) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査を通過した者が提出した技術提案書の審査及びヒアリングを行い、特定者及び次点者を特定するもので、前記6者から技術提案書の提出があった。

元年8月7日に、公開で、提案者のプレゼンテーション及び提案に対するヒアリングを行い、その後、非公開の審議を経て、B設計を特定者に、C設計を次点者に特定した。

なお、B設計の技術提案書に示された平面イメージ図において、1階の公務専用出入口が1か所しかなく、公務専用口と護送専用口が分かれていなかった。また、専用エレベーターから取調室へは直接アクセスできるものの、一部の課への護送動線は、一般エリアの廊下を横切るようになっていた。

(5) 本件委託契約の締結

元年9月20日付けで、県はB設計と本件委託契約を締結した。

2 判断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

(1) B設計と本件委託契約を締結することが違法又は不当といえるか

本件住民監査請求において、請求人らは、特定者に特定されたB設計の技術提案書には、基本条件に合致しない内容や、基本条件の趣旨からして不適切な内容が含まれており、B設計と本件委託契約を締結すべきでないと主張する。

県では、広島南警察署の建設に当たり、基本・実施設計を外部の者に行わせることとし、公募型建築プロポーザルの方法により、最適な設計者を選定するため、特定者の選定業務を審査部会に諮問した。

審査部会は、評価要領及び評価基準に基づき、技術提案書の提出者を選定し、その後、技術提案書の審査及びヒアリングを行い特定者を特定したが、特定者の特定について審査部会には一定の裁量があるものと認められ、そこに重大かつ明白な瑕疵が認められない限り、県は、その決定を正しいものとして尊重すべきものと解されるから、審査部会の特定者特定の判断について検討する。

ア 基本条件について

本件プロポーザルの説明書に記載された基本条件については、それに合致しない場合、どのような評価となるかについて説明書に記載はないことから、一般的には、重大な事項については無効、その他の事項については評価が下がるものと考えられ、個々の事案に応じて判断するものと解される。

イ B設計の技術提案書について

前記1の(4)のとおり、B設計の技術提案書には、基本条件を十分満たしていない点が見受けられる。

しかし、それらは、土木建築局が主張するように、今後の基本・実施設計において十分修正が可能な範囲のものであると認められ、直ちに無効となるものとはまではいえない。

そして、審査部会は、前記1(2)イのとおり、3つの評価テーマに対する的確性、独創性及び実現性という評価の着眼点に基づき、総合的に評価し、B設計の技術提案書を、「デザイン面も含めた建築の総合的な観点で将来の実現可能性をより感じられる」として高く評価し、特定者に特定したものである。

そうすると、B設計の技術提案書に、一部において評価が下がる部分があったとしても、それをもって、審査部会の判断に、重大かつ明白な瑕疵があったということとはできない。

また、請求人らが指摘する、基本条件の趣旨からして不適切な内容が含まれているとの点については、そもそも基本条件において触れられていない事項であることから、その部分において評価が上がる又は下がるというに過ぎないもので、この点においても、審査部会の判断に、重大かつ明白な瑕疵があったということとはできない。

ウ 警察署の特性の理解について

また、本件住民監査請求において、請求人らは、B設計は警察署の特性を理解しておらず、警察署の設計者として最適な設計者であるとは言えないから、特定者とすべきでなかったと主張する。

確かに、B設計の技術提案書には、一部において基本条件を十分満たしていない点が認められるものの、それをもって、警察署の特性を理解していないと断定することはできない。また、上記イで判断したとおり、審査部会は、総合的に評価した結果、B設計を最も高く評価したものであり、その判断に重大かつ明白な瑕疵を認めることはできない。

エ プロポーザルの意義について

さらに、本件住民監査請求において、請求人らは、本質的な項目を見落としている技術提案書を特定するのであれば、プロポーザルの意義が損なわれてしまい、また、変更で対応可能とするのであれば、他の参加者を特定者としても問題がないことになる主張する。

この点についても、上記イ及びウで判断したとおりであり、請求人らの主張を認めることはできない。

以上のことから、審査部会による特定者の特定に重大かつ明白な瑕疵があるとは認められず、その決定に基づく本件委託契約の締結も、違法又は不当とは認められない。

(2) 契約締結に伴い県に財産上の損害が発生するか

本件住民監査請求において、請求人らは、B設計の技術提案書には、基本条件に合致していない内容等が含まれていることから、構造体の工事費用が高額になっており、また、追加工事が必要となり、当該追加工事代金が県に損害として発生すると主張する。

しかし、B設計の技術提案書の概算工事費は2,485百万円とされ、県が予定する建設工事費である2,500百万円程度の範囲内となっており、構造体の工事費用が高額になり、予定建設工事費の範囲を超えるという請求人らの主張を認めるに足りる証拠はない。

また、本件プロポーザルは、説明書の「15 その他の留意事項」の第19項に記載されているとおり、「プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定する」こととされているとおり、技術提案書の内容がそのまま実現するものでは

ない。

具体的な工事費については、今後行われる基本・実施設計において明確になっていくものであり、現時点で、構造体の工事費用が高額になるとか、追加工事が必要になるなど、県に財産上の損害が発生するということとはできない。

よって本請求は、理由がないので棄却する。

付 記

本件住民監査請求に対する判断は上記のとおりであるが、本件プロポーザルにおいて次のような問題点が見受けられる。

- 1 本件プロポーザルでは、詳細な基本条件を示して技術提案書の提出を求めているが、基本条件の内容、位置付けや、これに反した場合の取扱いが必ずしも明確になっていなかったことから、プロポーザル実施者の考えと請求人らの基本条件に対する受け止め方に齟齬が生じたものである。基本条件を課す場合には、その内容について誤解が生じないよう正確性を期すとともに、基本条件の位置付け及びそれに反した場合の取扱いを事前に明確にしておくべきである。

また、最適な設計者を選定するというプロポーザルの目的を踏まえて、基本条件の設定の仕方についても検討していただきたい。

- 2 また、本件プロポーザルの二次審査は、点数による評価ではなく、総合評価という方法で行われた。

これは、今までのプロポーザルを踏まえて改良を重ねてきた結果と考えられるが、本件住民監査請求は、審査部会の審査結果の分かり難さに起因しているとも考えられることから、公正性・公平性に加えて、審査結果の明確性という観点も勘案し、より適切な評価方法となるよう引き続き検討していただきたい。